

# 第19回厚生文教常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和5年2月2日（木曜）		11時00分 開会	
	休 憩	12:00-13:30	13:36-37	13:51-52
	14:30-45		15:43-44	
	15時59分 閉会			
休憩時間：1時間48分		会議時間：3時間11分		
会議場所	3階委員会室			
出席委員 氏 名	委員長	渡辺洋一郎	委員	正村紀美子
	委員	常通 直人	委員	堀切 忠
	委員	西尾 一則		
	委員	柴田 正博		議長 早苗 豊
説 明 員	教育推進課長	有澤 勝昭	生涯学習課長	日下 勝祐
	課長補佐	清末 有二	スポーツ振興係長	梅森 祐之
	教育総務係長	金須 智秋	都市経営課長	佐藤 季之
	教育推進係長	橋本 岳	都市経営係長	齋藤 錦
	子育て支援課長	佐々木雅之	都市経営係主査	山田 大樹
	保育所長	河原崎由香里	総務課長	佐々木快治
	児童係長	山田 陽子	行政経営係長	喜多 雅人
	子育て支援係長	大浦 啓介		
参 考 人				
欠 席 委 員 氏 名	委員	橋本 和仁		
事務局職員	事務局長	安田 敦史	総務係長	佐藤 史彦
『会議に付した事件と会議結果など』				
1 開 会				
委員長が開会を告げ、橋本副委員長の欠席を報告し、事務局から本日の委員会の日程を説明する。				
2 議 件				
(1) 調査事項				
ア 芽室南小学校水泳授業移行に伴う対応について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育推進課長：事業概要説明。資料を担当係長から説明する旨を告げる。</li> <li>・教育総務係長：資料説明（南小プールの現状、新町営水泳プール完成後の授業の方法、保護者等への説明会の経過及び要望、教育委員会内主要検討事項、所要経費及び予算措置の予定等）</li> <li>・委員長：意見・質疑はないか？</li> <li>・常通委員：南小の現プールの運用状況は？</li> <li>・教育総務係長：今年度は、7月4日～9月16日。授業時数等詳細については、手</li> </ul>				

元に数字がない。夏休み中の利用は1日5人程度。

- ・常通委員：現施設の長寿命化を目指し、複数の工法等の改修は検討したか？
- ・教育推進課長：経年劣化により大掛かりな取替工事となるため、費用対効果及び保護者等からも新設のプール利用希望があり、この方法になった。
- ・堀切委員：週1回、5時間授業の時のみ、新設されるプールまでの送迎となっているが、6時間授業の際は不可能か？
- ・教育総務係長：時間的に不可能と判断した。
- ・堀切委員：保護者の反応は？
- ・教育推進課長：居残りプールとして、放課後に児童館を利用していた児童のために継続できる手法として、保護者に理解を得たものである。
- ・常通委員：第3回説明会で、本日の資料の内容で説明し理解を得たということか？
- ・教育推進課長：お見込みのとおりである。
- ・正村委員：授業の移行なのか、放課後の対応なのか、それぞれに実績がわかる資料がないため判断に苦慮する。まず、授業については、要するに時数の確保に万全な送迎が担保されるということか。また、放課後対策としては、南小学校児童の9割が登録する児童館利用者対象の方策であるということか？
- ・教育推進課長：お見込みのとおりである。
- ・正村委員：放課後児童の南小プールの利用頻度は？
- ・教育推進課長：1日に数名と聞いている。
- ・正村委員：放課後に予定する臨時バス運行の9回（毎週水曜日）は、事前に利用数を把握して運行するのか？
- ・教育推進課長：児童館で利用を把握し運行する。
- ・正村委員：令和5年度は試行的要素もあるが、今後に向けての展望は？
- ・教育推進課長：保護者・児童にとっては、新水泳プールのオープンは楽しみにしている思いもありながら、安全確保が担保された上で、新たなプールを利用する手法・手段を期待されていることから、想定できる事項をすべて満足する条件のもとで、適宜、見直しをするなど取り組んでいきたい。
- ・常通委員：上美生小学校のプールの劣化の状況は？
- ・教育総務係長：「B判定」として、20年～40年の劣化である。
- ・常通委員：今後、何年程度使えるという判定か？
- ・教育推進課長：2030年以降に改修が必要という判定である。南小のプールは貯水槽全体の著しい経年劣化であり、上美生小学校は部分的劣化である。また、仮に上美生小学校の距離的要因を考えると、授業時数の確保の方法として、市街地の新しい水泳プールに移動する方法よりも、学校プールを整備する手法が有効と考えている。
- ・委員長：他に意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

- ・教育推進課長：事業概要説明。資料を担当係長から説明する旨を告げる。
- ・教育推進係長：資料説明（現在の取組状況、令和5年度事業概要）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・常通委員：次年度は、割愛人事で北海道から1名配置となるのか？ヘルプデスクとは？
- ・教育推進係長：教育DX推進員は教員であり専門家ではない。1名の割愛である。ヘルプデスクは民間事業者（専門家）による電話等の相談窓口である。
- ・正村委員：DX推進員は何年派遣？
- ・教育推進課長：3年である。
- ・正村委員：授業改善である「ア：情報共有」「ウ：小中一貫の情報教育」との具体的内容は？
- ・課長補佐：「ア」の一例は、電子黒板の活用モデルの情報共有、「ウ」はパワーポイントのプレゼンの対象となる学年の検討等である。
- ・正村委員：「エ：ソフトウェア・ICT機器の導入」の具体は？
- ・教育推進課長：ハード整備は一定終えているので、ソフト的な整備に取り組みたい。
- ・正村委員：「ヘルプデスク」の契約手法は？
- ・教育推進係長：校内ネットワークと同様に随意契約を想定している。
- ・正村委員：「ロイロノート」の導入経過は？
- ・課長補佐：児童が手元で書いた意見が、教員の手元で一つの画面で確認でき、低学年でも容易に使用できる特徴の全国的にシェアの高いソフトウェアである。他にも類似した機能のものもあるが、優良事例の視察を経て決定したものである。
- ・堀切委員：タブレットの持ち帰りに関する課題等保護者からの声は？
- ・教育推進課長：「持ち帰る行為」に限定した課題はないが、「使い方」については継続的に検証していかなければならない。
- ・常通委員：教育DX推進員の人材確保について、具体的な見通しは？
- ・教育推進課長：見通しはついている。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：調査事項「イ」を終了する。

ウ 鍵盤ハーモニカ購入費助成事業の助成対象について 資料3

- ・教育推進課長：事業概要説明。資料を担当係長から説明する旨を告げる。
- ・教育推進係長：資料説明（事業概要、現状、過年度実績、助成対象の変更、対象人数）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・堀切委員：昨今の経済情勢の急激な悪化に伴う「当面」の措置とあるが、「当面」とはどのくらいか？
- ・教育推進課長：町の予算の決定にあたっては、実行予算という「3か年」単位の計画が基礎となっている。現状で断定的なことは言及できないが、令和5年度以降

4年間は継続することを想定している。

- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ウ」を終了する。

エ 子ども医療費及びひとり親家庭等医療費の助成拡大について 資料4

- ・子育て支援課長：事業概要の説明。資料説明は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・児童係長：資料説明（助成拡大経緯、助成概要、今後のスケジュール）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・常通委員：これまでの経緯について、平成31年4月に小中学生はすべて対象となった。今回の対象は、高校生が条件ではなく、18歳到達までの年度末まですべてと解して良いか？
- ・課長：お見込みのとおりである。
- ・常通委員：そうであれば、年齢要件のみの条件としてはいかがか？
- ・課長：一般的なイメージとして設定したが、御意見を踏まえて検討する。
- ・正村委員：高校生まで拡大する目的は？
- ・課長：経済的負担の軽減が最たる目的。また、定住対策等への寄与も期待しているものである。
- ・西尾委員：所得制限はないのか？
- ・課長：お見込みのとおりである。
- ・西尾委員：今後のスケジュールについて、申請行為が前提か？
- ・係長：北海道の申請事務に準じたものである。
- ・西尾委員：申請がなければ対象にならないということか？
- ・係長：必須の手続きとなるため、町が抜け落ちないように勧奨していく。
- ・常通委員：対象の医療機関は町外も該当するか？
- ・課長：町外の医療機関についても、対象となるよう手続きを進める。
- ・正村委員：申請の手法について、郵送のみか？電子申請は可能か？
- ・係長：今回は郵送であるが、今後は電子申請を検討していく。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「エ」を終了する。

オ 保育施設における使用済紙おむつの自園処分への支援について 資料5

- ・子育て支援課長：事業概要の説明。資料説明は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・児童係長：資料説明（補助理由、実施内容、実施時期、予算措置）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・正村委員：国も支援する方針を出し、町の財政負担が軽減される見通しがあるが、その見込みは？
- ・課長：備品購入については、国庫補助の活用の見通しがあるが、まだ詳しい情報は手元にない。そのため、3月に予定する補正予算については、特定財源は見込んでいない。確定後にしかるべき予算措置を検討したい。

- ・常通委員：官民間わず、町内すべての幼児・保育施設が対象か？
- ・課長：お見込みのとおりである。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「オ」を終了する。

カ 芽室町総合体育館改修工事について 資料6

- ・生涯学習課長：事業概要の説明。資料説明は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・スポーツ振興係長：資料説明（経過、改正概要、素案、今後の予定）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・堀切委員：キッズスペースに用途変更となるトレーニングルームについて、既存の使用団体との協議実績及び概要は？
- ・生涯学習課長：2団体と意見交換した実績。内容は係長から説明する。
- ・スポーツ振興係長：意見交換の概要は、新たなトレーニングルームの整備計画や体育館内における新たな活動場所等についてであり、双方の団体とは、活動が継続できることに理解を得たところであるが、今後に向けても継続的に意見交換をする。
- ・堀切委員：事前の意見聴取ではなく、ここにきて関係団体と意見交換をしたということか？
- ・生涯学習課長：料金改正に係るまちづくり意見募集の後に、庁内で整理した案であり、今般、意見交換した経過である。ただし、トレーニングルームの団体利用はなくなるため、個人利用になることで課題等があれば今後も意見交換に努める予定である。
- ・西尾委員：予算措置について、アスリートミュージアムとキッズスペースの改修工事費用が、令和5年度当初予算で計上できない理由は？
- ・生涯学習課長：「つなぐ棟」が7月にオープンし、その後の供用開始のため、それまでの間、関係者・関係団体等ともさらに詰めて熟度を増してから、補正予算の提案と考えているところである。
- ・常通委員：アスリートミュージアムは、大乃国のみ展示か？
- ・生涯学習課長：改修後の展示については、大乃国の他、オリンピック出場選手を計画している。
- ・正村委員：「かつこう」のスペースと比較した、アスリートミュージアムの広さは？
- ・スポーツ振興係長：現状の49㎡が、新たなアスリートミュージアムでは39㎡となる。
- ・正村委員：単純に考えても、スペースが手狭にならないか？
- ・生涯学習課長：現在の展示品すべてを展示することは可能であるが、展示品を厳選・精査するなどして対応したい。
- ・正村委員：今後、増加する可能性のある展示要素を踏まえた上で、かつ、子どもたちに夢を与えるスペースとして、適正な規模と位置なのか？キッズスペースとなる場所での検討はしないのか？

- ・生涯学習課長：キッズスペースを予定しているスペースにアスリートミュージアムは考えていない。ただし、アスリートミュージアムのスペースの手狭感是否めないが、位置としては適正と考えている。
- ・正村委員：キッズスペースについては、かねてより、保護者から要望のあった冬場の子どもの「遊び場」を実現することになるが、地域集会施設を再整備するにあたっては、その機能も位置付けられたと認識している。機能・役割分担の整理について、説明を求める。
- ・都市経営課長：地域集会施設の新たな機能のひとつに「子育て世代が集う場所」を定義している。キッズスペースは「遊び場の整備」であり、双方の施設機能について区分しており、何ら変わるものはない。
- ・正村委員：社会体育施設に「子どもの遊び場」を設置する上で、監視員はつけずに保護者責任で安全確保するということか？
- ・子育て支援課長：委員のおっしゃるとおりである。
- ・常通委員：防犯カメラの設置は検討しないのか？
- ・生涯学習課長：補正予算を提案する際に、施設の要所に設置する予算を提案できるように検討している。
- ・常通委員：キッズスペースの仕切りは固定か？
- ・子育て支援センター長：ベンチ等で区分するようなイメージである。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「カ」を終了する。

キ 町営水泳プール等整備事業関連（使用料改正の概要）について 資料7

- ・総務課長：概要説明。資料は担当係長から説明する旨を告げる。
- ・行政経営係長：資料（7-1）説明（基本的な考え方、受益者負担の考え方、公共施設管理経費算定の考え方、公共施設区分による適正負担の考え方、町民と町外者の使用料における格差、減額・免除制度、経緯、今後の施設管理）。
- ・生涯学習課長：資料（7-2～6）説明（利用料金制度、経過、利用料金、改正後の料金、改正案、近隣施設との料金比較表、指定管理委託料、平面図）
- ・委員長：資料7-1について、意見・質疑はないか？
- ・正村委員：公共施設の「市場的」と「公共的」の区分は？
- ・総務課長：平成14年の基本指針において、区分してきたものを継続したものである。
- ・正村委員：具体的にどのようなイメージか？
- ・総務課長：各項目に説明で付している例がイメージとなる。
- ・正村委員：「プール」や「健康プラザ」も市場原理では提供されにくくとあるが、現行と齟齬がないか？
- ・総務課長：一般論として整理しているものである。
- ・正村委員：「基本方針」については、これまで5年に1度見直してきたものを、社会情勢の変化に応じて適宜見直すとしているが、定期的に見直すべきではない

か？

- ・総務課長：基本方針については、5年ごとの見直しはしないが、各施設の使用料設定の負担割合の点検は、毎年行うものである。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：資料「7-2」～「7-6」について意見・質疑はないか？
- ・正村委員：利用料金制度について、令和5年度から社会体育施設全体に適用すること。事業者において損失が生じたときに、町の対応は明確になっているのか？
- ・生涯学習課長：収入が減少した際には、その要因ごとに対応が変わってくるが、「リスク分担」に規定するような特別な事情でなければ、町が補てんすることはない。
- ・正村委員：先日、町から「リスク分担」の新たな基準が示された。また、総務経済常任委員会においては、嵐山の例で言えば「コロナ」の影響を「不可抗力」と定義し、設計変更により追加で補てんする説明があったところである。プールにおいても、こういった想定はあるのか？
- ・生涯学習課長：全庁統一の「リスク分担」と「補てん」により取扱うことになり、年度協定の都度、双方で確認して取り組んでいきたい。
- ・柴田委員：全国的な傾向として人口が減少している。そのことにより、これまで見込めていた利用者が見込めないことも想定される。こういった自然減がリスク分担の要素となる考えはあるのか？
- ・生涯学習課長：1年1年、年度当初に委託料の積算について、双方で確認し事業を進めることになるが、その時々に応じて、当初の想定を著しく超えるケースがあればリスク分担に照らして検討していくことになると思う。
- ・常通委員：温浴施設について、現状はどのようなになっているのか？
- ・生涯学習課長：あくまでも民間事業であり、町が言及することではないが、7月認可を目指して手続きを進めていると聞いている。公共施設との複合機能として、利用券の設定が想定される。
- ・西尾委員：指定管理者制度は平成18年度から導入され、民間活力の競争もひとつの特徴だったが、本町における実態は、1事業1事業者として固定化している感がある。事業を細分化して競争原理を働かせることはできないのか？
- ・生涯学習課長：競争原理は働いている。同時に事業の効果・効率化とサービスの向上を目指した手法として、社会体育施設にあっては、複数の施設を合わせた管理運営を委ねているものである。
- ・正村委員：キッズスペースやアスリートミュージアムの維持管理は、現時点での指定管理委託経費に含まれているのか？
- ・生涯学習課長：両施設は人員配置が不要のため、あらかじめ、事業者との協議において、委託経費に含まれている。
- ・正村委員：当初廃止しようとしていた「6か月券」が復活したことにより、事業者にとっては、本来見込めた収入が減になる影響はないか？
- ・生涯学習課長：「6か月券」を復活させたことによる、事業者の収入への影響はあ

る。しかし、当初の収入見込みから30%減としても、現行収入を確保できるという分析・試算により、利用料金制度を採用した事業の収支に支障を来すものではない。

- ・ 正村委員：指定管理期間中における（指定管理料設定の）見直しはないのか？
- ・ 生涯学習課長：この業務については、令和3年度から5か年の指定管理期間につき、令和7年度までは、同一の考え方となる。ただし、今回、利用料金制度を導入したことにより、当初の委託内容と大きく異なる要因が発生した時には、毎年度初めに双方（町と事業者）で業務確認をしているので、その際に、その取扱いをどうするのかを協議、整理することになる。
- ・ 常通委員：資料7-1の「8：今後の施設管理等」について、地域コミュニティセンターの運営についても、人件費の再考も必要ではないか？
- ・ 総務課長：御提言を踏まえて、検討していく。
- ・ 委員長：他にないか？
- ・ （意見・質疑なし）
- ・ 委員長：以上で調査事項「キ」を終了する。
  
- ・ 委員長：お諮りする。論点整理のための議員間討議を行う。調査事項「ア」について、自由討議はあるか？
- ・ 常通議員：関係者等との意見交換を経て合意している事項につき、自由討議は不要と考える。
- ・ 委員長：異議ないか？
- ・ （異議なし）
- ・ 委員長：調査事項「ア」を終了する。
  
- ・ 委員長：調査事項「イ」について、自由討議はあるか？
- ・ 柴田委員：抽出事業とした「子どもの学習環境」の調査として、今年度の区切りとなる適正な内容だったと考える。継続すべき調査事項としては、本日説明のあった新たな取り組みに関する課題と成果となるが、本日の自由討議は不要と考える。
- ・ 常通議員：委員会と町は、同じ方向性につき、自由討議は不要と考える。
- ・ 委員長：自由討議なしとする。今年度の抽出事業につき、「まとめ」の中に包含して整理することで異議ないか？
- ・ （異議なし）
- ・ 委員長：調査事項「イ」を終了する。
  
- ・ 委員長：調査事項「ウ」について、自由討議はあるか？
- ・ 柴田委員：当初は助成を取りやめるとしていた事業について、継続助成となった。ただし、「当面」の継続という説明のため、継続して無料化を求めることとし、適宜調査することが望ましい。
- ・ 委員長：異議ないか？
- ・ （異議なし）



- ・委員長：今年度の抽出事業にも関連することから「イ」と同様に扱うこととし、調査事項「ウ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「エ」について、自由討議はあるか？
- ・(なし)
- ・委員長：調査事項「エ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「オ」について、自由討議はあるか？
- ・(なし)
- ・委員長：調査事項「オ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「カ」について、自由討議はあるか？
- ・正村委員：町民ニーズの実現方策と、それに要する経費の見通しについて、課題を感じる。住民ニーズを満たすことは重要なことではあるが、同時に一定の経費もかかることから、施設を設置する必要度の精査と財政計画の見通しをシビアに見極めていくことも大切と感じる。
- ・柴田委員：将来的な財政状況も念頭に置きながら、議会としての役割をきちんと果たしていかなければならない。一例で言えば、民間活力の活用手法は、指定管理者制度のみではなく、PFIの手法も選択肢であり、議会としても研究し町に主張していくべきと考える。
- ・堀切委員：住民への説明、意見交換の取組みについて、丁寧さを期待したい。
- ・委員長：補正予算による対応もあることから、必要に応じて、調査することとした。以上で調査事項「カ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「キ」について、自由討議はあるか？
- ・正村委員：建設費の5～6倍の経費が維持管理に必要となる。公共施設の運営手法について、指定管理者以外の調査研究を重ねて、議会が町に提案していくことを目指していくべきと考える。
- ・委員長：「カ」と同様に扱うこととし、調査事項「キ」を終了する。

### 3 その他

- (1) 次回委員会の開催日程について  
正副一任とする。

#### (2) その他

- ・委員長：各委員からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：議長からないか？
- ・(なし)
- ・委員長：事務局からないか？

・(なし)

以上をもって、厚生文教常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	0名	議員	1名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和5年2月2日

厚生文教常任委員会委員長 渡辺 洋一郎